

茨生指第15号  
令和4年4月18日

県内各公立中学校長 様

(公財)茨城県生活衛生営業指導センター  
理事長 阿部 謙二  
(公印省略)

### 令和4年度の後継者育成支援事業に係る出前授業の実施について

日頃より、当指導センターの業務運営につきましては、格別なるご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当指導センターでは、今年度も後継者育成支援事業の一環として、出前授業を実施することになりました。

後継者育成支援事業を通して貴校が取り組んでおられる「中学生社会体験事業」の推進にお役に立てればとご案内いたします。

つきましては、中学生の皆さんから、生活衛生関係業者（注1）に関して、「この仕事の話を知りたい」「この仕事を体験してみたい」との要望等があれば、学校に訪問し、出前授業の形式で専門技術者から仕事の実技指導や職業紹介の講義をいたします。

後継者育成支援事業の目的遂行の観点からも出来るだけ多くの学校での実施を考えておりますので、希望業種は4業種以内でお願いいたします。

なお、申込希望については、下記の要領により対応させていただきますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、本事業が中止される場合があることを申し添えます。

### 記

#### 1 受付窓口

窓口は当指導センターとなっております。

なお、実施に当たっての要領については、次のとおりです。

別紙の「実施申込書」によりお願いいたします。

#### 【学校側において希望する内容】

(1) 実施日時及び場所（実施日は、第2希望まで記入して下さい）

- ・学校の講堂や教室等
- (2) 参加人数
  - ・受講生の規模等
  - (学級単位、グループ単位等)
- (3) 実施方法(講義、実技)等(4業種以内とします)
  - ・希望する職業の講義内容を具体的に記載
- (4) その他
  - ・実施にあたって、組合や指導センター事務局への要望等

【事務局の窓口担当者】

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎  
(公財)茨城県生活衛生営業指導センター

事務局長 藤枝 正

☎ 029-225-6603

FAX 029-225-6638

## 2 その他

出前授業での講義時間は1コマ50分を基本としておりますが、ご相談に応じさせていただきます。

また、職業紹介の講義等の実施にかかる経費は、当指導センターにおいて予算の範囲内で負担しますので、予定数に申込が達した場合受付を締め切りさせていただくこととなりますので、ご了承願います。

なお、技術者との日程調整等の関係から、実施希望日の少なくとも1か月前までにお申し込み願います。

注1 生活衛生関係営業者とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に定められている、美容業、理容業、クリーニング業、興行業、麺類業、食肉販売業、ホテル・旅館、すし業、中華料理業、料理飲食業などの営業者をいいます。

2 生活衛生同業組合とは、注1での法律に基づき設立された営業者の自主的な活動団体です。

営業施設の衛生水準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、営業者の自主的活動として、業種ごとに各都道府県に一つだけ設立されております。